

○ 茨城県立医療大学長選考規程

〔 平成 7 年 1 月 18 日
医療大訓第 4 号 〕

改正 平成 16 年 7 月 21 日
平成 19 年 1 月 17 日
平成 22 年 8 月 4 日
平成 28 年 6 月 22 日
令和 6 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 3 条及び第 7 条並びに茨城県立医療大学学則(平成 6 年茨城県規則第 108 号)第 9 条第 10 項の規定に基づき、茨城県立医療大学長(以下「学長」という。)の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学長候補者の選考機関)

第 2 条 学長候補者の選考は、この規程の定めるところにより茨城県立医療大学教授会(以下「教授会」という。)が行う。

(学長候補者選考の時期)

第 3 条 教授会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1)学長の任期が満了するとき。
- (2)学長が辞任を申し出たとき。
- (3)学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合においては、任期満了日の 6 か月前までに、前項第 2 号及び第 3 号に該当する場合にあっては、速やかに行うものとする。

(学長候補者の資格)

第 4 条 学長候補者は、茨城県立医療大学の内外を問わず、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し高い識見を有し、本学の理念に深い理解を有する者でなければならない。

(審査機関)

第 5 条 教授会は、学長候補者の資格を審査するために、学長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会については、別に定める。

(選考の方法)

第 6 条 学長候補者は、公募により選考するものとする。

- 2 学長候補者の公募にあたり、教授会は、第4条に規定する学長候補者の資格について、特に本学の発展のために必要となる具体的な要件を定めるものとする。
- 3 学長候補者に応募しようとする者は、氏名及び略歴等を記載した学長候補者推薦届(別記様式)に、本学の学長、副学長、専任の教授、専任の准教授、専任の講師及び専任の助教(以下「本学の専任教員」という。)による推薦人3人以上の連記をもって、教授会に提出しなければならない。
- 4 選考委員会は、学長候補者に応募した者の資格審査を行い、学長候補者の資格を有すると認められる者(以下「学長候補資格者」という。)を選定し、審査の結果を教授会に報告する。
- 5 選考委員会は、前項の審査において、学長候補資格者が3人以上になった場合は、審査結果上位の2人を教授会に報告するものとする。
- 6 教授会は、前二項の報告を受け、学長候補資格者が2人の場合は選考投票を行い、1人の場合は信任投票を行う。
- 7 教授会は、第4項の審査の結果、学長候補資格者がいなかったときは、この規程に基づき、改めて学長候補者の公募を行う。

(選考投票管理委員会)

第7条 教授会に投票に関する事務を管理するため、学長候補者選考投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

- 2 管理委員会については、別に定める。

(学長候補資格者の公示)

第8条 第6条第6項の投票にあたっては、管理委員会は学長候補資格者氏名を五十音順に列記するとともに、投票の日時及び場所を投票期日の10日前までに学内に公示するものとする。

(所信表明)

第9条 管理委員会は、選挙の前日までに、学長候補資格者に所信表明の場を提供するものとする。

(投票の方法)

第10条 投票は、投票資格者1人につき1票として、記号式による単記無記名投票により行う。

- 2 前項の投票資格者は、投票公示の日に在職する本学の専任教員とする。ただし、投票の当日において、本学の専任教員でない者及び停職中の者は、投票資格を失う。
- 3 投票は投票資格者の3分の2以上の投票(無効票を含む。)がなければ成立しない。
- 4 前項の規定により、投票が不成立になった場合は、速やかに再投票を行う。
- 5 投票資格者が、投票期日に投票できないことについて相当の理由があると認められるときは、不在者投票を認めることができる。ただし、代理投票は、認めない。
- 6 投票は、1日で完了するよう実施するものとする。ただし、特別の事情のあるときは、

この限りでない。

(投票)

第 11 条 投票は、投票資格者が投票の当日、自ら投票所において投票用紙に氏名が印刷された学長候補資格者のうち一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙以外のものによる投票
- (2) 投票用紙に○の記号以外の事項を記載した投票
- (3) 投票用紙に○の記号を二つ以上記載した投票
- (4) 全く記載のない投票

3 前項各号に定めるもののほか、投票の効力に疑義のあるときは、管理委員会が決定する。

(開票)

第 12 条 開票及び票数の計算は、管理委員会が事務局に委嘱し、投票箱を閉鎖した後、直ちにこれを行う。

2 前項の開票及び票数の計算を行う場所は、あらかじめ管理委員会が指定する。

(学長候補者の決定及び報告)

第 13 条 管理委員会は、選考投票又は信任投票の結果を直ちに教授会に報告する。

2 教授会は、第 6 条第 4 項の審査の結果及び前項の結果等を踏まえ、審議により学長候補者を決定し、学長又はその代理者に報告する。

(再選考)

第 14 条 教授会は、学長候補者が学長就任を辞退したときは、この規程に基づき、改めて学長候補者の選考を行う。

2 再選考にあたっては、学長就任を辞退した者及び選挙において過半数の得票を得られなかった者は、学長候補者に応募することはできない。

(任期)

第 15 条 学長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、引き続き 6 年を超えて在任することができない。

(規程の実施及び解釈)

第 16 条 この規程の実施及び解釈について疑義のあるときは、教授会の議を経て、学長が定める。

(改正)

第 17 条 この規程は、教授会において、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意がなければ改正できない。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、学長の選考について必要な事項は、教授会の議

を経て、学長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、現に学長の職にある者は、この規程により選考された者とみなし、その任期は平成 11 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この規程は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 3 月 24 日から施行する。